

福井市春山地区社会福祉協議会規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は福井市春山地区社会福祉協議会と称す。

第 2 条 本会の事務所は春山公民館内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、春山地区内の住民が総て健康で文化的で楽しい生活をいとなむことができるよう、地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 住民の福祉に関する調査及び総合計画の樹立。
- 2 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成。
- 3 福祉活動に対する住民の理解と関心をたかめ地区ぐるみの福祉活動の実践。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組 織

第 5 条 本会は春山地区内居住の全住民世帯を以て組織する。

第 6 条 本会の事業運営のために委員会又は部会を置くことができる。

第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 1 名、事務局 1 名、会計 1 名、理事若干名、評議員、監事 2 名。

第 8 条 会長・副会長・事務局・会計・理事・監事は、理事会において選出する。

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
監事は会計を監査する。
- 第10条 役員任期は2ケ年とする。但し再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後であっても後任者の就任するまではその職務を行う。
- 第11条 本会に顧問をえらぶことができる。顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ又は会議に出席し意見をのべることができる。

第 5 章 会 議

- 第12条 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 第13条 理事会は必要に応じ随時開く。
- 第14条 理事会は、次の事項を審議する。
庶務に関する事項、事業報告、事業計画、規約の変更、予算、決算に関する事項、役員選任に関する事項、その他重要事項。

第 6 章 会 計

- 第15条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日を以て終わる。

附 則

この規約は昭和53年4月 1日より施行する。
昭和56年4月 5日 一部改正
昭和58年1月20日 一部改正
昭和62年4月 1日 一部改正
平成 4年6月26日 一部改正
平成 8年5月 一部改正